平成28年度 藤沢市オンプズマン制度 運営状況報告書

藤沢市オンブズマン

目 次

1.運営状況の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 苦情申立て等の受付及び処理状況	
(2) 勧告・意見表明	
(3)巡回オンブズマンの実施	
(4) その他	
2 .苦情申立ての受付及び処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 . 苦情申立ての処理事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
〔参考資料〕	
1.苦情申立ての受付及び処理に関する統計表・・・・・・・	3 5
2 . 相談・苦情等の受付総数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
3 . 苦情申立ての処理の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
4 . 藤沢市オンプズマン条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2

1. 運営状況の概要

(1) 苦情申立て等の受付及び処理状況

(a) 苦情申立て等の受付状況

市民から寄せられる苦情は、市長、教育委員会等に係る苦情をはじめ として、内容的にも個別具体的な行政処分・行政指導に係る苦情から職 員の態度・対応に係る苦情等と多岐にわたっています。

平成28年度に藤沢市オンブズマンに寄せられた苦情申立て等の件数は205件で、内、相談116件、他市等からの問い合わせや資料請求が71件ありました。最終的に、オンブズマンが受け付けて処理することになった苦情申立ては18件であり、その内訳は以下のとおりです。(※40ページ参照)

地区別では、市内からは、片瀬、鵠沼、藤沢、湘南大庭、湘南台及び遠藤の各地区から複数の苦情申立てが、辻堂、明治、六会及び御所見から各1件の苦情申立てがありました。市外からの苦情申立ては1件で県内からのものでした。(※35ページ参照)

行政組織別では、市民自治部が4件、子ども青少年部及び土木部が各3件、財務部及び福祉部が2件、環境部、計画建築部、教育委員会及びその他が各1件となっています。(※36ページ参照)

苦情申立ての方法は、オンブズマン事務局に来訪によるものが8件、 郵送によるものが1件、巡回オンブズマンによるものが3件、電子申請 によるものが6件ありました。

また、苦情申立て件数を月平均でみると1.5件になります。

以上の具体的な苦情の内容については「統計表3」(※37ページ)を参照。

(b) 苦情申立ての処理状況

平成28年度の苦情処理件数は、平成27年度からの繰り越し分1件を含めた19件でした。そのうち18件は年度内に処理を終了し、残りの1件は翌年度に繰り越しました。

処理を終了したものの内訳は、苦情申立ての趣旨に沿ったものが1件、苦情申立ての趣旨に沿えなかったものが7件、調査を中止・打ち切ったものが1件、調査をしないこととしたものが9件ありました(※38ページ参照)。

苦情申立ての処理にかかった日数は、早いもので8日、長かったもので100日、1件当たりの平均処理日数は39.7日となっています。

(2) 勧告・意見表明

平成28年度は、市民からの苦情申立てに基づいた調査の結果、行政に 対する勧告・意見表明はありませんでした。

(3)巡回オンブズマンの実施

市民の利便性とオンブズマン制度の一層の周知・定着を図るため、平成 17年10月から、市内13ヶ所の市民センターないし公民館に毎月1回 オンブズマンが出張する「巡回オンブズマン」を実施しました。

平成28年度の実施状況は次のとおりです。

巡回地区	予約	来 場	苦情申立て 受付件数	オンブズマン が面談したが 申立てに至ら なかったもの
長後市民センター	0	1	0	1
辻堂市民センター	0	1	0	0
善行市民センター	0	1	0	1
湘南大庭市民センター	1	1	2	1
湘南台市民センター	0	1	0	0
鵠沼市民センター	1	2	0	1
村岡公民館	0	1	0	1
六会市民センター	0	2	0	1
片瀬市民センター	0	1	1	О
明治市民センター	0	0	0	0
御所見市民センター	1	1	О	1
遠藤市民センター	0	1	0	1
計	3	1 3	3	8

(4) その他

① 第18回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会への出席

平成28年11月18日,第18回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会(出席者:28自治体オンブズマン等(道県4,市区22,総務省及び(公益社団法人)全国行政相談委員連合協議会)が総務省第一特別会議室(中央合同庁舎第2号館8階)において開催され,これに荻田オンブズマンが出席しました。

同連絡会における議題は,以下のとおり。

- (議題1) 勧告若しくは意見表明を行った事案,又は調査結果通知 で市に不備ありとした事案について,市がそれに沿った 改善等を実施しないときの対応について
- (議題2) (1)要綱に基づいてオンブズマン等を設置することの メリット,デメリットについて
 - (2)条例に基づいてオンブズマン等を設置することの メリット,デメリットについて
 - (3) オンブズマン等の設置根拠を要綱から条例に切り 替えた理由について

② 他市の状況

全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会は、北海道、秋田県、山梨県、沖縄県、札幌市、横浜市、川崎市、新潟市、北九州市及び熊本市が幹事自治体となって運営されており、現在34の自治体から構成されています。

③ その他

オンブズマン制度の運営は、市民の理解と信頼が必要不可欠な基盤となります。このため、毎年度の「運営状況」や制度の「利用案内」を定期的に広報ふじさわに掲載するなどしてPR活動に努めるとともに、各市民センター・公民館・図書館などにオンブズマン制度のポスター・パンフレットや苦情申立書用紙及び運営状況報告書等を配付して置いてもらい、制度の周知・定着と市民の利便性を図っています。

また、平成14年3月1日からホームページを開設し、制度の案内と運営状況を掲載しています。平成26年10月1日、ホームページをリニューアルしました (URL: http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/ombuds/)。

2. 苦情申立ての受付及び処理状況

〔苦情申立ての受付状況〕

1.	苦	情申立	1	8	件			
2 .	行耳	政組織	别					
	財		務		部		2	件
	市	民	自	治	部		4	件
	福		祉		部		2	件
	子	ども	青	少 年	部		3	件
	環		境		部		1	件
	計	画	建	築	部		1	件
	土		木		部		3	件
	教	育	委	員	会		1	件
	そ		\bigcirc		他		1	件
		合		計		1	8	件
〔苦情申	立で	ての処	理丬	犬況〕				
	平	成28	3 年	度 受	付 件 数	1	8	件
	平	成 2 7	7 年	度かり	らの繰越件数		1	件
	合	計	件	数		1	9	件
, . 	4 [- 	- !			Ab → 1 2 2 =	_	0	tel.

2. 苦情申立ての処理中のもの(次年度繰越)

(2) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

1. 苦情申立ての処理を終了したもの

(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

(3)調査を中止・打ち切ったもの

(4)調査をしないこととしたもの

18件

1 件

7 件

1 件

9 件

1 件

3. 苦情申立ての処理事例

く 要 約 >

(*印のあるものについては全文を掲載)

*

*

(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

(事例~1) 市民自治推進課の対応に係る件

一新しく自治会長になった苦情申立人は平成 28 年 4 月 に某市民センターにて「市民組織役員(変更)届」から にまるの記載のなり」を提出したにもわらず、市民自治推進課より 7 月に前自治会長経由 らず、市民自治推進課より 7 月に前自治めたにも が届けられた。後日、同課に説明を求めために いく説明・応対がなかったとの苦情につき、同届ける とが単に書類のやり取りをするためでも とが単に書類ののためのものでも なく、防災訓練や緊急時の連絡のための事務処理よっ なく、同課と各市民センターとの間の事務処理よっ ためいら、同課と各市民センターとの間の事務いる にとから、同課と各市民センターとの間の事務いる にとから、同課と各市民センターとの間のする にとから、同課と各市民センターとの間のする

☆ (市の対応)

一市民自治部長より、オンブズマンに対し、再発防止に向けた対策について報告があった(詳細については16ページを参照。)。

(2) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

(事例~2)保育施設入所の審査基準に係る件

体の動向を探りつつ考慮要素の中での優先順位についての公表も含め現在検討を行っているとのことなので、 本件では特に意見表明等を行わず引き続き見守ること としたもの。

☆ (市の対応)

一子ども青少年部長より、オンブズマンに対し、上記 課題の検討結果について報告があった(詳細につい ては23ページを参照。)。

*

(事例~3)資産税課の対応に係る件

一平成 14 年の固定資産税(償却資産)の申告(しかも 非課税)をするよう市から平成28年9月上旬に照会 文書等が突然に送られてきた。市は税務署と連携すれ ば把握できたにもかかわらずそれを怠っただけでなく、 同申告制度につき十分な周知もしていないとの苦情に つき、地方税法上、固定資産税の納税義務がある償却 資 産 の 所 有 者 に は 毎 年 申 告 を す る 義 務 が あ り (法 383 条)、税額は申告内容をもとに算定した結果はじめて 判明するので申告は必要である。市は税務署の所管す る所得税・法人税に関する書類を閲覧することは可能 ではあるが、 そのことをもって申告が不要ということ にはならないと判断したもの。また、本件苦情申立て をうけて、市ではこれまでの周知方法(広報ふじさわ 及びホームページへの掲載や庁内データを利用して新 規義務者へ直接申告書を送付したり、所得税・法人税 の申告書の閲覧調査により未申告者へアプローチする 等)に加えて、藤沢税務署及び湘南青色申告会へ協力 を依頼し,所得税・法人税の確定申告で来署される方々 へ 向 け ポ ス タ ー ・ チ ラ シ に よ り 固 定 資 産 税 (償 却 資 産) 制度をより一層周知していく予定であることを確認し たもの。

☆ (市の対応)

一財務部長より、オンブズマンに対し、「苦情調査の結果について(通知)」以後の対応について報告があった(詳細については33ページを参照。)。

(事例~4) 子育てアドバイザーの欠員採用に係る件

(3)調査を中止・打ち切ったもの

(事例~5)市民税課の対応に係る件

一平成 28 年 1 月中旬以降,藤沢市(市民税課,保険年金課及び介護保険課)から多数の請求書(納付書)が届いた。一般的に 65 歳になる額が変更した根拠に市民税課を担けるのか、また、請求金額が変更した根拠に市ので、市民相談情報課を通じったので、市民相談情報課を通じったので、市民相談情報課を通じったので、市立人の年金(約 250万円)を給付請求したことにかの年金(約 250万円)を給付請求したことにかの軍正によるの年金の下の方で、苦情申立人から更正によるでにというののので調査を打ち切ったもの。

(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

事	例	J	~	1	対	象	機	関	:	市	民	自	治	部	(市	民	自	治	推	進	課)		
=J, ~J,+	ŧ Hı -	مرہ بل	ø ti	5 L	市	民	自	治	推	進	課	A	職	員	が	正	L	い	仕	事	を	L	て	(۱)	な
古作 	青申∑	<u> </u>	り)起	K 🗏	٧١	0	ま	た	,	対	応	に	誤	り	が	あ	つ	た	0						
						上	記	苦	情	申	立	て	に	つ	き	,	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン	は	担	当
					課	で	あ	る	市	民	自	治	部	市	民	自	治	推	進	課	ょ	り	事	情	を
					聴	取	す	る	等	0)	調	查	を	行	V	ま	し	た	0	そ	の	結	果	は	以
					下	の	と	お	り	で	す	0													
					1		苦	情	申	立	人	の	主	張											
調	查	の	結	果		平	成	28	3 左	F 4	4 F	1		ſĦ	方 巨	已 刹	且絹	哉 衫	と具		(泛更	<u>(</u>)	届	
					(以	下	,	Γ;	本 1	件)	畐.] }	<u>-</u> V	1 3	5 。)	を	某	市	民	セ	ン	タ	<u> </u>
					(以	下	,	Γ	セ	ン	タ	_		と	い	う	0)	に	持	参	Ø	う	え
					提	出	L	ま	L	た	0	そ	0)	時	,	電	話	番	号	の	記	載	Ø	な	V
					役	員	が	い	た	0)	で	,	セ	ン	タ	<u></u>	の	係	員	ょ	り	同	番	号	を
					記	入	L	て	<	だ	さ	, ,	と	<i>(</i>)	指	示	が	あ	り	ま	し	た	が,	, Γ	個
					人	情	報	Ø	た	め	記	入	٧١	た	だ	け	な	カュ	つ	た	J	目	Ø	口	答
					を	L	た	と	ک	ろ	,	了	承	さ	れ	ま	し	た	ه ا	以_	上;	をで	t -) T	ς,
					苦	情	申	立	人	は	自	治	会	長	と	L	て	の	上	記	届	0)	提	出	職
					務	を	完	了	L	ま	し	た	が	,	7	月	に	市	民	自	治	推	進	課	A
					職	員	ょ	り	苦	情	申	<u>1</u>	人	0)	所	属	す	る	自	治	会	0)	前	会	長
					宛	て	に	書	類	が	届	け	ら	れ	ま	L	た	0	そ	し	て	同	人	ょ	り
					転	送	さ	れ	て	苦	情	申	立	人	の	手	元	に	届	き	ま	し	た	0	上

記の経緯について 7月 13 日と 14 日に携帯電話にて A 職員に連絡したところ,センターより会長が替わった旨の報告がなかったからなどと回答を受けました。しかし,本件はセンターと A 職員との問題であり,苦情申立人には関係のないことです。また,携帯電話代を不要に使用せざるを得ませんでした。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

2. 市民自治部市民自治推進課の説明

- (1) 本件の経緯について
 - ① 平成 28 年 4 月 11 日

苦情申立人が会長を務める自治会の本件届が提出されたが,提出された本件届は電話番号等が空欄のところがあったため,センターは課に対して原本及び写し(PDFファイル,以下,「PDF」という。)を送らなかった。

② 同年 6 月 2 日

センターより課に電話にて苦情申立人が会長を務める自治会の本件届の処理に関する相談があった。対応した職員は、欄が抜けていても構わないので原本とPDFを送るように指示した。

③同年 6 月 3 日

センターより PDF のみ課に送付された。

④ 同年 6 月 13 日

課より本件届が提出されていない一覧を全 市民センターに送付し、原本が届いている場 合には届き次第課に送るように依頼した。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

⑤同年6月下旬

課は本件届原本を確認できた自治会に対し 自治会長宛てに書類を送付。本件届原本が届いない自治会に対しては、課が前会長に 電話連絡を行い、前会長に送付していいいない。 苦情申立人が所属する自治会については はセンターから本件届原本が送付されてないないなっため、前会長に電話連絡を行ったところ留守のため確認は取れなかったが、前会長に送付した。

⑥同年7月中旬

7月末に書類を送付する機会があるため本件届原本が未だ課に届いていない自治会に対し、届出未確認として前会長に電話連絡を行い、送付して良いかを確認。苦情申立人が会長を務める自治会の前会長からは、自分宛て

に送付してくれれば自分が苦情申立人の郵便 受けに入れますとの確認が取れた。

⑦ 同年 7 月 13 日

苦情申立人より課に電話連絡があったため、応対した職員から謝罪をした。この電話を受けて、課からセンターに電話で確認をしたところ、担当は不在だったが本件届に空欄があったためセンターで止めておいた、空欄について苦情申立人からの連絡を待っていると思われる旨の説明があった。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

⑧ 同年 7 月 20 日

苦情申立人が会長を務める自治会の本件届原本が課に到着。

(2)制度と今後の対応について

従前より、各市民センターに本件届が提出されると翌日には原本とPDFが担当課に送付されることになっていたが、①未記入部分があった場合の対応を含め、事務処理に関するルールが明確化されていなかったこと、また、②原本確認の原則を徹底するあまり情報更新の即時性が損なわれていることを看過していたことに問題があったと考えている。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

すなわち、本件では、①本件届の未記入部分につき、センターが補正を行うべく原本を保持したままになっていることに対し、本来であれば課からその必要がないことを伝えて早急に原本を送付させるべきであったにもかかわらず、センターの対応に任せたため、②課が原本を確認していないという理由で前会長宛てに現会長である苦情申立人宛ての郵便物を送付することになってしまった。

そこで、①については、改めて、各市民センターに対し、本件届に関する事務処理の内容を明確化した上で、マニュアルを作成し周知かりを図っていくことにする。具体的には、センタ長会議が2ヶ月ごとにあるので、まずは直ののそれで周知させた上で、遅くとも、来年度の本件届提出時までにマニュアルを作成して開知では、原本確認の原動を維持しつい、情報更新の即時性を担保するために、課に PDF が送られてきた時点で情報更新していくことなどを早急に検討し、課として周知徹底していきたい。

3. オンブズマンの判断

(1) はじめに

本件苦情申立ては、市民組織役員(変更)届を提出したにもかかわらず、苦情申立人の住所に書類が届かなかったことに端を発しています。以下、①本件の経緯について、②市民組織役員(変更)届について、③市民自治推進課と各市民センターとの間の事務処理について検討いたします。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

(2) 本件の経緯について

苦情申立人は前記1のとおり主張しております。これに対し市民自治推進課は前記2の立人との説明しております。このうち、苦情申事者ののやり取りの詳細部分については、両当事者の説明内容に齟齬が生じております。オンプの事実認定は、証拠に基づく厳格からのをはない。古り行うことから、聴き取りにより行うことから、聴き取りにより行うことから、聴き取りにより行うことから、聴き取りにより行うことから、聴き取りによいがある場合には、いずれの主張・できい違いがあるかについずれの主張・できません。この点ご了承ください。よってオズマンはこの点につき判断いたしません。

(3) 市民組織役員(変更) 届について

同届は市と自治会とが単に書類のやり取りを行うためだけに提出するものではなく,防災訓練や緊急時の連絡のために自治会の担当者の連絡先を知る手段でもあります。そのため,その取扱いは同届の役割を踏まえ適切になされる必要があると考えます。

調 査 の 結 果 (つ づ き) (4)市民自治推進課と各市民センターとの間の事務処理について

本件では、課の説明にもあるといいのの間で事務処理の題にも事務処理問題をかってこれである。同話を踏まませいがある。これではいいがある。まれるのではある。まれるのではある。まれるのではある。まれるのではある。まれるのではある。まれるのではある。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるのである。まれるである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいないである。といいにはいいにはいいいいは、はいいにはいいいは、はいいにはいいいは、はいいにはいいい。

もっとも、課では本件を重く受け止め、前記2(2)のとおり現状を反省し、事務処理ルールの周知徹底、PDFの活用による情報更新

の即時性の担保といった対策を検討している とのことでした。

よって、オンブズマンとしては今後の改善 に期待することとし、引き続き見守っていく こととしました。

以上

調 査 の 結 果 (つ づ き)

その後の市の対応等について、平成 29 年 3 月 13 日、市民自治部長より、オンブズマンに対し、 以下のとおり報告がありました。



2017年3月13日

市民自治部長

2016年8月23日付け「苦情調査の結果について (通知)」 に係る市の対応について (報告)

藤沢市オンブズマンから市への苦情調査の結果に対し、市として次のとおり 対応しましたので報告します。

1 オンブズマンの調査結果

本件では、自治会より「市民組織役員(変更)届」が市民センターに提出された際の市民自治推進課と各市民センターとの間における事務処理ルールが明確にされていなかったことに問題があったと考えられます。

同届は市と自治会とが単に書類のやり取りを行うためだけに提出するものではなく、防災訓練や緊急時の連絡のために自治会の担当者の連絡先を知る手段でもあり、そのような役割を踏まえて適切に取り扱われるべきであると考えます。

市民自治推進課としては、本件を重く受け止め、今後、同届に関する事務 処理の内容を明確化した上で、マニュアルを作成して周知徹底を図り、情報 共有の即時性を確保していくとのことですので、オンブズマンとしては今後 の改善に期待し、引き続き見守っていくこととしました。

2 再発防止に向けた対策について

従前より、市民センターに「市民組織役員(変更)届」が提出されると翌日には原本とPDFが担当課に送付されることになっていますが、未記入があった場合の対応を含め、本課との事務処理に関するルールが明確化されていなかったことが問題と考えています。

こうしたことから、まずは、内部統制制度における業務記述書の更新を行うとともに、次年度以後の事務処理に向けて、マニュアルを整備しました。

また、3月3日、6日、8日には、職員が全市民センター・公民館に赴き、 当該施設の職員に対し、改めて事務処理に関する説明を行い、情報共有の即時 性の確保をはじめ、様式の変更等に係る事務処理ルールの徹底を図ったところ です。

以後、このような事態が発生しないよう、情報の取得や共有に関し適切な事 務処理を徹底してまいります。

以上

市

 \mathcal{O}

忟

応

(2) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

事	例	~	2	対象機関:子ども青少年部(保育課)
				平成 28 年 4 月になされた保育施設入所申込みへ
				の不承諾が納得できない。「藤沢市保育施設入
				所選考基準」が同点だった場合, どのような基
苦情	青申立~	ての超	重旨	準によって判断がなされているのか、考慮要素
				として挙げられている 6 点以外の要素は考慮さ
				れているのか、公平・公正な判断がなされてい
				るといえるのか、を明らかにされたい。
				上記苦情申立てにつき、オンブズマンは担当
				課である子ども青少年部保育課より事情を聴取
				する等の調査を行いました。その結果は以下の
				とおりです。
調	査の	結	果	
				1.苦情申立人の主張
				苦情申立人は,平成28年1月と同年4月に藤
				沢市の認可保育施設入所申込みを行ったが、2
				回とも不承諾となっている。苦情申立人と「藤
				沢市保育施設入所選考基準」(以下,「選考基
				準」という。)が同点であった家庭(以下、「内
				定家庭」という。)は、同年 4 月に入園が内定
				している。苦情申立人の家庭と内定家庭とでは,
				同点であった場合に考慮される要素(以下,「考

慮要素」という。)を勘案しても、苦情申立人 の家庭が優先されるべきであると考えられる。 苦情申立人は、内定家庭の母親は藤沢市の職員 であり、市の職員であることを理由に優先され たのではないかと考えている。

(つ づ き)

平成28年4月になされた不承諾が納得できな いため、選考基準が同点だった場合、どのよう 調査の結果|な基準によって判断がなされているのか、考慮 要素として挙げられている 6 点以外の要素は考 慮されているのか、公平・公正な判断がなされ ているといえるのか, を明らかにされたい。

2. 子ども青少年部保育課の説明

オンブズマンは、保育課より選考基準が同点 であった場合の考慮要素について聴取しました。 その内容は以下のとおりです。

①預け先の実績

預け先の実績は、これから預ける保育施 設に関する実績を考慮する要素ではなく、 申請時までに認可外保育施設、祖父母等に より保育がなされていたかを考慮するもの である。「教育・保育給付の支給認定申請 書兼保育施設利用申込書」(以下, 「申込 書」という。)に添付する「保育証明書」

の内容を考慮している。 認可外保育施設や 祖父母によって保育がなされていた時間が 長ければ長いほど、優先されるものとなっ ている。

②就労等の実績や拘束

就労等の実績や拘束は、両親の勤務状況 のみならず、通勤時間も含めるものである。 この要素は夫婦の一方のみを要素とするも のではなく、両者を総合的に考慮している。

③ 経済的状況

経済的状況は、保育施設が福祉施設であることに鑑み、考慮要素の中では一番重要な考慮要素となっている。

④父母以外の保育協力者

父母以外の保育協力者については、申込書の「祖父母の状況」を考慮するものである。居住地や年齢で一律に判断するわけではなく、実際に保育可能かどうかを考慮している。

⑤入所待機期間

入所待機期間は、「①預け先の実績」と

調 査 の 結 果 (つ づ き) 異なり、保育施設利用申込み後から選考時までの期間を考慮するものである。

⑥希望保育施設

希望保育施設は、重要度が最も低い考慮要素となっており、上記①から⑤までの要素が同一であった場合に考慮する要素となっている。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

その他の説明

考慮要素が不明確である点については、 市議会でも指摘されていることであり、来 年度に向けて改善するよう検討している。

なお、これら以外にも考慮される要素はないか、例えば親が公務員であることがメリットになっているのではないかとのオンブズマンの問いに対しては、親が公務員であることは、保育施設の入所に際し、なんらメリットにならないとのことであった。

3. オンブズマンの判断

(1) はじめに

苦情申立人は、保育施設入所選考において 不公平・不公正な審査が行われたのではない かという苦情を申し立てています。そこで、 以下では、①選考基準が同点であった場合の 考慮要素について、②本件事案について、そ れぞれ判断いたします。

(2)選考基準が同点であった場合の考慮要素について

調 査 の 結 果 (つ づ き) 選考基準が同点であった場合の考慮要素に 市民にとっては不明確な点が存在すること、ま た考慮要素にも優先順位があることが認められ ました。

保育施設に子どもを預けたい保護者を預けたい保護者を預けたな場合の名とを慮れていた場合の不出したいない。のの、おものではいるとのであるがあるがあるととも優先があるに越したのででは、考慮要素にあるにはいるとはないと考えます。

一方で,優先順位についてはそれを公表することで家庭の事情が垣間見えてしまうおそれもあり,保育課としても公表しあぐねていたようです。

現在、保育課では他の自治体の動向を探りつつ、考慮要素の中での優先順位についての

公表も含めた検討を行っているとのことです。 そのため、オンブズマンは特に意見表明等を 行わず、引き続き見守ることといたします。

なお、保育課からは親が公務員であること はなんらメリットになっていないとの説明が ありましたが、オンブズマンが調査をした限 りでは、保育課の説明が不合理であることを 裏付ける事情は見つかりませんでした。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

(3) 本件事案について

オンブズマンが調査した限りでは、本件においても上述の考慮要素のもと、公平・公正な入所選考がなされていたものと考えられ、保育課による入所選考に不公平・不公正な点は見いだせませんでした。

以上

その後の市の対応等について,平成 29 年 2 月 20 日,子ども青少年部長より,オンブズマンに対し,以下のとおり報告がありました。



2017年2月17日

市の対応

藤沢市オンブズマン様

子ども青少年部長

2016年8月23日付け「苦情調査の結果について (通知)」 に係る市の対応について (報告)

藤沢市オンブズマンから市への苦情調査の結果に対して、市として次のと おり対応しましたので報告します。

- 1. オンブズマンの調査の結果における指摘事項
- (1) 指摘事項
 - ①選考基準が同点であった場合の考慮要素に市民にとっては不明確な点が存在すること、また考慮要素にも優先順位が認められる。
 - ②考慮要素に優先順位があるのであれば、一定程度の予測可能性が立つため、結果の受け止め方に違いが生じるといえる。そのため、考慮要素は明確であるに越したことはない。
- 2. 本市の検討結果について

選考基準で同点であった場合の考慮要素については、本件に限らずご指摘を受けており、考慮要素の点数化や優先順位をつけること等検討をしてきましたが、保育施設利用申し込みをされているそれぞれのご家庭に様々なご事情があり、点数化することは困難であると判断をいたしました。その上で、考慮要素の中で一番重要と考える経済的状況により判断をすることで、保護者へ納得いただけるものと考え、入所選考基準の点数が並んだ場合について、①所得がより低い世帯②認可外保育施設等に預けている期間が長い世帯③入所待機期間の長い世帯の順に判断すると、「藤沢市保育施設入所選考基準」を変更し、平成29年4月入所審査より適用することといたしました。

今後につきましても、申し込みをされている保護者より納得いただけるよう、公正な入所選考をしてまいります。

以上

事	例		~	3	対	象	機	関	•	財	務	部	(資	産	税	課)							
=J. ~L+	╘н₁┴		<i>₽</i> +1	5 L	課	税	す	る	ŧ	Ø)	が	な	い	Ø)	に	突	然	に	申	告	用	書	類	を	送
古信	事申 立	L C	(/) 起	型盲	付	L	て	納	得	で	き	な	い	0											
						上	記	苦	情	申	立	て	に	つ	き	,	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン	は	担	当
					課	で	あ	る	財	務	部	資	産	税	課	ょ	り	事	情	を	聴	取	す	る	等
					の	調	査	を	行	٧١	ま	L	た	0	そ	0	結	果	は	以	下	0)	と	お	り
					で	す	0																		
					1	•	苦	情	申	立	人	の	主	張											
調	查	の	結	果	(1)	苦	情	申	立	て	の	経	緯										
							苦	情	申	立	人	0)	£	と	に	平	成	28	3 年	E 9	月	9	日	付	け
						で	償	却	資	産	0)	申	告	を	求	め	る	文	書	と	記	入	用	紙	が
						届	い	た	0	苦	情	申	立.	人	は	未	だ	に	申	告	L	て	V	な	<i>\\</i>
						財	産	が	あ	つ	た	か	と	あ	わ	て	て	資	産	税	課	に	連	絡	を
						と	つ	た	が	,	資	産	税	課	カュ	5	は	納	得	0)	V	<	説	明	を
						受	け	る	۲	と	が	で	き	な	か	つ	た	0							
					(2)	苦	情	申	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	て	の	趣	川										
							税	金	を:	払	う	必!	要(<i>(</i>)	な	لا ١	平)	戓	14	年	(D)	償	却	資	産
						の	申	告	を	,	平)	成	28	年	E 0)	今	・に	な	つ	て	な	ぜ	行	わ	な
						け	れ	ば	な	5	な	いい	の;	か。	o										
							苦	情	申	立。	人	は,	1	資	産	税	課	がュ	平)	戎	14	年	0	償	却

資産について税務署と連携をすれば把握できた

調 査 の 結 果 (つ づ き)

にもかかわらずそれを怠り、償却資産の申告について周知することもなく、平成 28 年 9 月 9 日付けの書面によって申告を求めるというやり方には納得できない。また、現時点において固定資産税の支払いの必要もないのに申告を求めることは不合理であり、長期間経過して申告を求められた経緯を説明してもらわなければ納得できない。

2. 財務部資産税課の説明

- (1) 苦情内容に対する説明と市の考え
 - ①固定資産税(償却資産)

会社や個人で工場や商店などを経営している方やアパートや駐車場などを他者に貸し付けている方がその事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、その償却資産に対しては土地や家屋と同じように固定資産税が課されます(地方税法第341条第1号、第4号)。

毎年1月1日現在、「藤沢市内に償却資産 を所有している」若しくは「藤沢市内の事業 者に償却資産を貸し付けている」すべての法 人・個人の方は、償却資産の「所在」「種類」 「数量」「取得時期」「取得価額」「耐用年 数」「見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項」を1月31日までに藤沢市長に申告しなければなりません(地方税法第383条)。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

② 平成 28 年 9 月 9 日付け文書について

償却資産を所有しているすべての法人・個人は毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告いただく必要がありますが、個人事業主の方を中心に申告制度自体をご存じなく、申告されていない実態があります。

このため、藤沢市では藤沢税務署で所得税 申告書を閲覧し、申告すべき資産をお持ちの 方で固定資産税(償却資産)の申告をされて いない方を調査した上で、申告書の提出をお 願いするための文書と申告に必要な書類一式 を送付しているところです。

③ 税額の発生しない過去の資産についても申告が必要な理由について

土地や家屋については原則的に登記簿をもってその課税対象を把握することができますが、償却資産についてはそのような仕組みはないため所有者からの申告書の提出を法律で義務付けています(地方税法第 383 条)。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

過去に取得した資産であっても本来であればそれを取得した翌年1月に申告すべき資産です。このため申告制度を認知した時点で対象となる資産を所有している場合は申告いただく必要があります。

税額が発生するか否かについては申告後評価額等を算出した結果として導き出されるものです。今回の案件につきましては説明の過程で評価額を計算し、その結果過去5年遡及した場合でも税額は発生しないことが明らかになりました。しかし、税額が発生しない場合であっても申告の義務を免れるものではありません。

④税務署と連携した調査について

税務署が所管する所得税・法人税に関する書類の閲覧については平成18年度税制改正により法定され(地方税法第354条の2)可能となりました。

藤沢市では平成 20 年度より所得税・法人税の申告書の閲覧を開始し、未申告や申告資産漏れについての調査を行ってきています。

今回の調査では、 9 月 9 日、該当する案件につき照会文書(「償却資産の所有状況について(照会)」)を発送しました(苦情申

立人宛ての照会文書もこの中に含まれています。)。同文書には「平成 28 年度固定資産税(償却資産)申告の手引き」「償却資産申告書」「種類別明細書(増加資産・全資産用)」「不動産賃貸業を営まれている方へ」を同封しました。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

⑤固定資産税(償却資産)制度の周知について制度の周知については、3つの手法により 行っているところです。

(i)申告時期(毎年1月)の直前である 12月の広報ふじさわにおいて記事を掲載する。(ii)ホームページにて制度全般の解 説を行う。(iii)個人事業届,法人異動届, 新規共同住宅建築者等の庁内データを利用 して,新規義務者へ直接申告書を送付する。 所得税・法人税の申告書を閲覧して未申告 者にアプローチすることも制度周知の一環 であると考えています。

⑥ 平成 14 年に取得した資産について申告を求 める理由

償却資産については土地や家屋のような登記制度がないため所有者からの申告書の提出を法律で義務付けています(地方税法第 383

条)。

毎年1月1日現在における償却資産の所有 状況の申告を義務付けているなかで、過去に 取得した資産であったとしても、現在も所有 している資産については申告いただく必要が あります。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

これは、税額が発生するか否かに関係なく 行っていただく必要がある手続きです。

(2) 今後の対応について

以下の内容で藤沢税務署及び湘南青色申告会へ協力を依頼し、所得税・法人税の確定申告で来署される方々へ固定資産税(償却資産)制度の知る機会を増やしていく取り組みに着手していきたい。

①藤沢税務署への依頼内容

制度周知用のポスターを作成し,正面玄関等にポスター掲示を依頼する。

- ② 湘南青色申告会への依頼内容
 - (i)制度周知用のポスターを作成し、会員の 目に入る場所への掲示を依頼する。
 - (ii)周知用のチラシを作成し、配架を依頼する。

③ その他

ポスター・チラシについては、現在、茅ヶ崎市・寒川町と合同で作成を進めており今年中には完成する見込みです。ポスター・チラシ完成後、税務署・青色申告会への依頼を行う予定です。

調 査 の 結 果 (つ づ き)

3. オンブズマンの判断

苦情申立人は、平成 14 年の固定資産税(償却資産)の申告(しかも非課税となるもの)を平成 28 年になって求めること(苦情申立ての趣旨①)、税務署と連携すればできたはずなのに市がそれを怠ったこと(苦情申立ての趣旨②)及び同申告についての周知も不十分であること(苦情申立ての趣旨③)、について苦情を申し立てられています。以下、検討いたします。

(1) 苦情申立ての趣旨①について

地方税法上,固定資産税の納税義務がある 償却資産の所有者は,毎年,1月1日現在にお ける当該償却資産について,その所在,種類, 数量,取得時期,取得価額,耐用年数,見積 価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該 償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に 調 査 の 結 果 (つ づ き)

申告しなければならないこととされています (法第 383 条)。そして、このような申告義 務を担保するものとして、虚偽の申告をした 場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 の定め(法第 385 条)が、正当な事由なしに 申告をしなかった場合は10万円以下の過料の 定め(法第 386 条、藤沢市市税条例第51条) がそれぞれあります。

従って、たとえ平成 14年に取得した償却資産であっても申告はしなければならないということになります。

そして、申告された内容をもとに算定した 結果はじめて税額が判明することになります ので、税額が発生しないから申告が必要ない ということにはなりません。

本論点について, オンブズマンは市の対応 に問題はなかったものと判断いたします。

(2) 苦情申立ての趣旨②について

確かに、市では、適正かつ公平な課税を行うため種々の調査権(法第 353 条等)を有しており、所得税又は法人税に関する書類を閲覧・記録することも可能です(法第 354 条の 2)が、そのことをもって、償却資産の所有者の申告が不要になるということはありません。

この点につき、オンブズマンとしては、苦情申立人においてはご理解をいただきたいと考えます。

(3) 苦情申立ての趣旨③について

調 査 の 結 果 (つ づ き) 固定資産税(償却資産)の申告の周知については、資産税課としては前記2(2)にあるような取り組みを行っていく予定であることを確認しましたので、オンブズマンは、資産税課の今後の取り組みを引き続き見守っていくこととしました。

以上

その後の市の対応等について、平成 29 年 2 月 10 日、財務部長より、オンブズマンに対し、以 下のとおり報告がありました。



2017年2月10日

市の対応

藤沢市財務部長

2016年10月28日付「苦情調査の結果について(通知)」以後の対応について(報告)

日頃から、本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 2016年10月28日付「苦情調査の結果について(通知)」以後の対応については、次の通り実施しましたのでご報告します。

1. 制度周知について

- ・2016 年 11 月に藤沢税務署管内二市一町税務協議会資産税部会にて協議を行い、制度周知用のポスター及びチラシを作成し、藤沢税務署管内全体での制度周知活動を行うこととした。
- ・2016 年 11 月より, 共同住宅家屋調査時に制度周知用チラシ(不動産賃貸事業主用) を所有者へ配布することとした。
- ・2016 年 12 月 1 日,藤沢税務署長,湘南青色申告会,東京税理士会藤沢支部,藤沢県税事務所長宛に,2市 1 町首長名でポスターの掲示及びチラシの配架を文書で依頼した。

2. 申立人とのやりとりについて

- ・2016年12月1日付で平成29年度申告用紙を送付。
- ・12月2日に申立人が来庁し、平成29年度の申告手続きを完了した。
- ・オンブズマンの説明を受け、申立人も本制度に対する理解が深まった様子であった。

以上

事務担当:藤沢市役所資産税課課税担当

【参考資料】

- 1. 苦情申立ての受付及び処理に関する統計表
- 2. 相談・苦情等の受付総数
- 3. 苦情申立ての処理の流れ
- 4. 藤沢市オンブズマン条例

1. 苦情申立ての受付及び処理に関する統計表

<u>☆統計表1…•月別地区別苦情申立て受付状況</u>

(件)

							_										a p]	申立人性別等別						(11)							
						28年	_				29年					本人	.•代理	- -	 	· 立	人 性 	· 別 等 · · · · · ·	別		申立方法別							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合言	+	本人	代理	合 計	男	女	法人	諸団体	合計	t 3	ド訪	郵送	ファク シミリ	巡回	電子	合	計	
片	瀬					1				1					2	2		2		2				2	1			1			2	
鵠	沼						1	1							2	1	1	2	1	1				2	1				1			
辻	堂							1							1	1		1	1					1					1		1	
村	岡																															
藤	沢			1								1			2	2		2	2					2	1	1						
明	治						1					,			- 1	1		1	1					- 1	1						_ _	
	行																		·						<u> </u>							
湘南	大庭			1	2										3	3		3	3					3	1			2			3	
六	会	1		·											<u> </u>	1		1		1				<u> </u>	<u> </u>				1		1	
湘南	自台												2		2	2		2	2					2	2							
—— 遠	藤		1							1					2	1	1	2	2					2					2			
長	後		•							·						'	·															
御所	f 見		1												1	1		1		1				 					1		1	
市内	件数	1	2	2	2	1	2	2		2		1	2	1	7	15	2	17	12	5			1	<u> </u>	7	1		3	6		17	
	内	-				1								<u>'</u>	≐ 1	1		1	1					╡╞	1						<u></u>	
—— 県	外					1									1	<u> </u>			<u>'</u>					┧┞								
市外	件数					1									1	1		1	1					 	1							
内外	合計	1	2	2	2	2	2	2		2		1	2	1	<u>-</u> 8	16	2	18	13	5			1	<u> </u>	8	1		3	6		18	

☆ 「統計表2」…・地区別組織別苦情申立て受付状況

(件)

						企 画		市民	生 涯		保健	子ども			計画	都市		市民		教 育	選挙	
	区	分	総計	構成比	総務部	政策部	財務部	自治部		福祉部		青少年部	環境部	経済部		整備部	土木部	病院	消防局	委員会	選 管 理 委員会	その他
	片	瀬	2	11.1 %		PA A CHI		<u>шишир</u> 1	<u> ј диг</u>			1			Z X III	TE MU HIP		773 190		XXX	ZXZ	
	鵠	—— 沼					1	1				ı										
	<u></u> 辻			11.1 %			1	l														
	村	岡		5.6 %																1		
l ub		<u></u>	²	11.1 %								1			1							
	明	治 ——	1	5.6 %			1															
	善	行																				
	湘南	有大庭	3	16.7 %				2									1					
	六	会	1	5.6 %								1										
 内	湘	南台	2	11.1 %						2												
	遠	藤		11.1 %									1									1
	長			11.1 /0									ı									1
		 所 見																				
市		内	<u>'</u>	5.6 %													1					
			'	5.6 %													1					
外	保	外																				
			18				2	4		2		3	1		1		3			1		1
				100.0%			11.1 %	22.2 %		11.1 %		16.7 %	5.6 %		5.6 %		16.7 %			5.6 %		5.6 %

☆ 「統計表3」…・組織別内容別苦情申立て受付状況

区分	総計	構成比 (%)	内 容 (件 数)
総務部			
企画政策部			
財務部	2	11.1%	市民税課対応(1), 資産税課対応(1)
市民自治部	4	22.2%	市民自治推進課対応(2), 市民相談情報課対応(1), 片瀬市民センター対応(1)
生涯学習部			
福祉部	2	11.1%	介護保険課対応(2)
保健医療部			
子ども青少年部	3	16.7%	子育てアドバイザー欠員採用(1), 保育施設入所の審査基準(1), 子ども 家庭課対応(1)
環境部	1	5.6%	蜂の巣箱撤去(1)
経済部			
計画建築部	1	5.6%	建築指導課対応(1)
都市整備部			
土木部	3	16.7%	自転車撤去(2), 車両制限令違反(1)
市民病院			
消防本部			
教育委員会	1	5.6%	就学相談対応(1)
選挙管理委員会			
その他	1	5.6%	原発事故対応(1)
合 計	18	100.0%	

☆「統計表4」・・・・・組織別苦情申立て処理状況

	総計	構成比	総務部	企 画 政策部	財務部	市民自治部		福祉部		子ども 青少年部	環境部	経済部	計画建築部	都市整備部	土木部	市民病院	消防局	教 育 委員会	選挙管理委員会	<u>(件)</u> その他
1 処理を終了したもの	18 (1)	94.7% (5.3 %)		PANALHA	2	4	, <u> </u>	1	<u> </u>	3	1		2	TE NU HI	3	773 30		1	272	
(1)苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	5.3%				1							(1)							
①勧告したもの																				
②意見表明したもの																				
③苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	5.3%				1														
	7	36.8%			1	1				3					2					
内, 行政対応に問題があったもの	2	10.5%				1									1					
(3)調査を中止・打ち切ったもの	1	5.3%			1															
①調査を中止したもの																				
②調査を打ち切ったもの	1	5.3%			1															
内, 苦情申立ての取り下げによるもの																				
_ _ (4)調査しないこととしたもの	9	47.4%				2		1			1		2		1			1		
①所管外としたもの	(1) 1	(5.3 %) 5.3%											(1)							
市の機関の業務執行及び職員の行為でないもの	1	5.3%																		
判決・裁決等により権利関係が確定済のもの																				
裁判所等において係争中のもの																				
議会に関するもの																				
職員の自己の勤務内容に関するもの																				
オンブズマンの行為に関するもの																				
 ②その他のもの	8	42.1%				2		1			1		2		1			1		
苦情申立人自身の利害を有しないもの	(1) 2	(5.3 %) 10.5%				2							(1)							
	1	5.3%											1							
虚偽その他正当な理由がないもの	(1)	(5.3 %)											(1)							
 調査することが相当でないもの	5	26.3%						1			1		1		1			1		
 2 処理中のもの	1	5.3%						1												
	19				2	4		2		3	1		2		3			1		
総計	(1)	100.0%			10.5 %	21.1 %		10.5 %		15.8 %	5.3 %		(1) 10.5 %		15.8 %			5.3 %		5.3

^{※ 〈}注〉~上段: 当該年度の総計, 下段(): 上段数字のうち前年度からの繰越分

☆「統計表5」・・・・・苦情申立て処理日数の状況

(件)

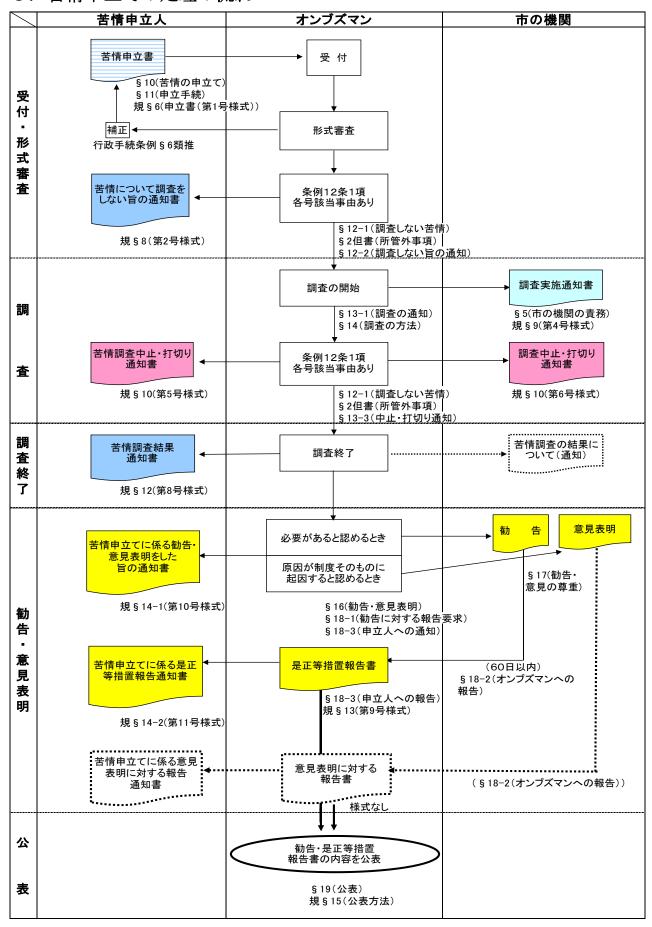
	件数	構成比	30日以内	31日以上 60日以内	61日以上 90日以内	91日以上 120日以内	121日以上 150日以内	151日以上 180日以内	181日以上
1 処理を終了したもの	18 (1)	94.7% (5.3 %)	6 (1)	8	3	1	 		
(1)苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	5.3%	(1)	1					
①勧告したもの									
②意見表明したもの									
③苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	5.3%		1					
	7	36.8%		3	3	1			
内, 行政対応に問題があったもの	2	10.5%		1	1				
_ (3)調査を中止・打ち切ったもの	1	5.3%		1					
①調査を中止したもの									
②調査を打ち切ったもの	1	5.3%		1					
内, 苦情申立ての取り下げによるもの									
_ _ (4)調査しないこととしたもの	9	47.4%	6	3					
①所管外としたもの	(1) 1	(5.3 %) 5.3%	(1)						
市の機関の業務執行及び職員の行為でないもの	1	5.3%	1						
判決・裁決等により権利関係が確定済のもの									
裁判所等において係争中のもの									
議会に関するもの									
職員の自己の勤務内容に関するもの									
オンブズマンの行為に関するもの									
②その他のもの	8	42.1%	5	3					
苦情申立人自身の利害を有しないもの	(1) 2	(5.3 %) 10.5%	(1)	2					
原因の事実のあった日から1年を経過済のもの	1	5.3%	11						
虚偽その他正当な理由がないもの	(1)	(5.3 %)	(1)						
調査することが相当でないもの	5	26.3%	4	1					
_ _ 2 処理中のもの	1	5.3%							
	19		6	8	3	1			
総計	(1)	100.0%	(1) 31.6 %	42.1 %	15.8 %	5.3 %			
	03+ m	(5.3 %)	(5.3 %)	42.1 %	15.8 %	5.3 %			

^{※〈}注〉~上段: 当該年度の総計, 下段(): 上段数字のうち前年度からの繰越分

2. 相談・苦情等の受付総数

年 度 相談·苦情等	平成8年度	平成9 年度	平成10 年度	平成11 年度	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	計
相談・苦情等の受付総数	125	5 235	5 190	205	196	181	189	120	118	158	183	258	249	256	211	246	229	199	197	218	205	4,168
相 談	52	2 128	3 93	96	130	92	98	57	47	64	81	137	113	140	105	132	107	87	86	113	116	2,074
オンブズマンが面談したが 苦情申立てに至らなかったもの						1	2	3	5	11	7	14	8	13	8	12	17	9	9			119
苦情申立て	16	6 42	2 38	B 49	19	37	30	31	22	34	33	45	45	27	23	24	24	21	28	15	18	62 1
発 意 調 査						1	4								1							
視察		7	7 5	i 9	6	4	3	1	1	3	5	1	1	1		2	1	1	1			59
他市等からの問い合わせ	50	D 58	3 54	51	41	46	52	28	43	46	57	61	82	75	74	76	80	81	73	90	71	

3. 苦情申立ての処理の流れ



4. 藤沢市オンブズマン条例

制定 平成6年12月20日条例第29号 改正 平成8年5月23日条例第2号

目 次

第1章 総 則(第1条~第3条)

第2章 責 務(第4条~第6条)

第3章 オンブズマンの組織等(第7条~第9条)

第4章 苦情の申立て及び処理等(第10条~第19条)

第5章 補 則(第20条~第22条)

附 則

第1章 総 則

(目的及び設置)

第1条 この条例は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、並びに行政の 非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見表明をすることにより、市民の権利利益の擁護を 図り、もつて開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的として、本 市に藤沢市オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を置く。

(所管事項)

- 第2条 オンブズマンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の 行為とする。ただし、次に掲げる事項については、オンブズマンの所管事項としない。
 - (1) 判決,裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 裁判所等において係争中の事項
 - (3) 議会に関する事項
 - (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
 - (5) オンブズマンの行為に関する事項

(オンブズマンの職務)

- 第3条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。
 - (1) 市政に関する苦情の申立ての内容を調査し、及び苦情を簡易迅速に処理すること。
 - (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げて調査すること。
 - (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し、非違の是正又は改善の措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう勧告すること。
 - (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - (5) 勧告, 意見表明等の内容を公表すること。

第2章 責 務

(オンブズマンの責務)

- 第4条 オンブズマンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 オンブズマンは、その職務の遂行に当たつては、市の機関と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な 遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズマンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

- 第5条 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。
- 2 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。

第3章 オンブズマンの組織等

(オンブズマンの組織等)

- 第7条 オンブズマンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズマンとする。
- 2 オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、かつ、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 3 オンブズマンの任期は、3年とし、1期に限り再任することができる。
- 4 オンブズマンは、別に定めるところにより相当額の報酬を受ける。

(兼職等の禁止)

- 第8条 オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党 その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 2 オンブズマンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解 嘱)

第9条 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違 反その他オンブズマンとしてふさわしくない行為があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱すること ができる。

第4章 苦情の申立て及び処理等

(苦情の申立て)

第10条 何人も、オンブズマンに対し、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の 行為について苦情の申立てをすることができる。

(苦情の申立て手続)

- 第11条 前条の規定による苦情の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。 ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てをすることができる。
 - (1) 苦情を申し立てようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては,名称,事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 苦情の申立ては、代理人により行うことができる。

(苦情の調査等)

- 第12条 オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該苦情を調査しない。
 - (1) 第2条ただし書の規定に該当するとき。
 - (2) 苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)が、苦情の申立ての原因となった事実について 苦情申立人自身の利害を有しないとき。
 - (3) 苦情の内容が、苦情の申立ての原因となつた事実のあつた日から1年を経過しているとき。ただし、 正当な理由があるときは、この限りでない。
 - (4) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認められるとき。
- 2 オンブズマンは、前項の規定により苦情を調査しない場合は、その旨を理由を付して苦情申立人に速や かに通知しなければならない。

(調査の通知等)

- 第13条 オンブズマンは、苦情等を調査する場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 オンブズマンは、苦情等の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。
- 3 オンブズマンは、申立てに係る苦情の調査を中止し、又は打ち切つたときは、その旨を理由を付して苦情申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。
- 4 オンブズマンは、自己の発意に基づき取り上げた事案の調査を中止し、又は打ち切つたときは、その旨 を理由を付して第1項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

(調査の方法)

- 第14条 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿等関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。
- 2 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査することについて協力を求めることができる。
- 3 オンブズマンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。

(苦情申立人への通知)

第15条 オンブズマンは、申立てに係る苦情の調査の結果について、苦情申立人に速やかに通知するものとする。ただし、第18条第3項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(勧告及び意見表明)

- 第16条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是 正等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

(勧告又は意見表明の尊重)

第17条 前条の規定による勧告又は意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

(報告等)

- 第18条 オンブズマンは、第16条第1項の規定により勧告をしたときは、市の機関に対し是正等の措置 について報告を求めるものとする。
- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズマンに対し是正等の措置について報告するものとする。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してその旨をオンブズマンに報告しなければならない。
- 3 オンブズマンは、申立てに係る苦情について第16条の規定により勧告し、若しくは意見を表明したとき き又は前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

(公 表)

- 第19条 オンブズマンは、第16条の規定による勧告若しくは意見表明又は前条第2項の規定による報告 の内容を公表するものとする。
- 2 オンブズマンは、前項の規定により勧告、意見表明及び報告の内容を公表するときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第5章 補 則

(事務局)

第20条 オンブズマンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズマンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くことができる。

(運営状況の報告)

第21条 オンブズマンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを 公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(平成8条例2・一部改正)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の1年前の日から施行日までの間にあった事実に係る苦情についても適用し、当該1年前の日前にあった事実に係る苦情については、適用しない。

(オンブズマンの任期に係る特例)

3 この条例の規定により最初に委嘱されるオンブズマンのうち、市長の指定する1人の第1期の任期は、 第7条第3項の規定にかかわらず、これを2年とする。

(藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

4 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は,公布の日から施行する。

藤沢市オンブズマン

○ 荻田 健治 小村 陽子

(○印は、代表オンブズマン)

「平成28年度藤沢市オンブズマン制度運営状況報告書」

平成29年6月発行

藤沢市オンブズマン

事務局/藤沢市オンブズマン事務局 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL. 0466-50-3582 FAX. 0466-22-7574